

P T A 規約

神奈川県立保土ヶ谷支援学校

第1章 名称および事務局

第1条 この会は神奈川県立保土ヶ谷支援学校PTAと称し、本部事務局（以下「本部」という）を同校内に置く。

第2章 目的

第2条 この会は保護者と教職員が協力して、児童生徒の幸せをはかるとともに、会員相互の研鑽と親睦をはかることを目的とする。

第3章 活動と方針

第3条 この会の方針は次のとおりとする。

1. 児童生徒の人間形成を助長するようにつとめる。
2. 本校児童生徒の教育にかかわる研究並びに社会への普及啓発につとめる。
3. 教育環境の整備向上につとめる。
4. 会員全体の意思を尊重し、特定の政党や宗教にかたよらず、この会の目的以外の営利行為は行わない。
5. 学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

第4章 会員

第4条 会員の資格は次のとおりとする。

1. 本校に在籍する児童生徒の保護者、またはこれにかわるもの。
2. 本校に勤務する教職員。

第5条

1. 会員はすべて平等の権利と義務を有する。
2. 会員は会費を納めるものとする。

第5章 本部および会計監査

第6条 この会の活動を円滑に運営するために本部を、会の会計を監査するために会計監査をおく。本部および会計監査は以下の役員により構成され、各役員の定数ならびに選出区分は次のとおりとする。ただし、会計監査は本部を構成しない。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 2名（保護者）
3. 書記 3名（保護者2名 教職員1名）
4. 会計 3名（保護者2名 教職員1名）
5. 会計監査 3名（保護者2名 教職員1名）
6. 学校長は本部役員として資格を有する。

但し、役員の数定数が定数に満たない場合、役職の兼任は妨げないものとする。

第7条 本部および会計監査の選出方法は次のとおりとする。

1. 役員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会という」）は毎年4月に学部・学年より選出

された保護者と教職員で同年9月に設置し、年度内に本部および会計監査を決定する。

2. 推薦委員長は委員の互選による。
3. 推薦委員の氏名は公示する。
4. 推薦委員会は本部および会計監査の候補者を会員より選出し、総会において会員の承認を得るものとする。
5. 推薦委員は本部および会計監査になることはできない。
6. 推薦委員会の委員はその任務が終了したときに解任される。
7. 本部役員は、募集に応じた者より構成し、欠員は補充しない。
8. 会計監査は必置とし、会計業務開始までに役員を調整する。
9. 学校長、役員連名で、次年度本部役員および会計監査、臨時的に活動の協力を希望する会員（以下「活動協力会員」という）を募集する。

第8条 本部および会計監査の任務と任期は次のとおりとする。

1. 任務

- ①会長 会を代表し、会務を総括する。また、総会と実行委員会を招集する。特別な事情が生じたときは会長が先決処理し、事後の実行委員会で承認を得るものとする。
- ②副会長 会長を補佐し、会長不在のときは代理をつとめる。
- ③書記 総会ならびに各種会議の議事を記録するとともに、この会の事務を処理する。
- ④会計 この会のすべての収入支出を記録し、総会において会計監査を経た決算報告をする。
- ⑤会計監査 この会の会計を監査し総会において報告する。

2. 任期

- ①本部および会計監査の任期は1年とし、再任をさまたげない。
- ②任期の途中で特別な事情が生じたときは実行委員会で協議し、その結果を会員に知らせる。

第6章 総会

第9条

1. 総会はこの会の最高決議機関とする。
2. 定期総会は毎年年度はじめに開催する。
3. 定期総会では前年度における活動報告、決算書ならびに新年度における活動計画（案）、予算（案）を提出し、これらの承認を求めなければならない。

第10条

1. 総会は会員の1/3以上（委任状を提出した場合は出席とみなす）で成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
2. 議長は総会の出席者の中から選出する。
3. 臨時総会は会員の1/3以上の要求または会長が必要と認めたときに開くことができる。また、臨時総会は文書で行うことができることとする。

第7章 実行委員会

第11条

1. 実行委員会は本部および各常任正副委員長をもって構成する。
2. 会員はあらかじめ会長の承認を得て傍聴することができる。

第12条 実行委員会は次のことを行う。

1. この会の企画運営にあたり、各委員会によって立案された事業計画を審議する。

2. 各種事業の遂行を促進し調整する。
3. 総会に提出する議案書、報告書を立案し報告する。
4. その他必要な事項を立案し、その遂行をはかる。

第13条 実行委員会は毎月1回開くことを原則とし、構成員の1/2以上の出席をもって成立し議事は出席者の過半数で決定する。

第14条 この会に次の常任委員会を置く。

分教室委員会、学部委員会、広報委員会、進路対策委員会、事業委員会

第15条 各委員会は次の各項を分担する。

1. 分教室委員会
分教室相互の親睦をはかるとともに卒業後の進路についての情報交換、また、地域との交流を深める。
2. 学部委員会
各学部間の活動を円滑に行うための調整と会員相互の親睦や児童生徒の理解を深めるための機会を設ける。
3. 広報委員会
PTA会報の発行に係わる所の業務を受け持つとともに、他校との情報交換を行う。
4. 進路対策委員会
児童生徒の卒業後の進路について情報を交換し、より広範な就労先と連携を密にする。
5. 事業委員会
会員相互の親睦をはかり、PTAとしての事業を推進するとともに、学校の事業に協力する。

第16条 常任委員の選出および構成については、次のとおりとする。

1. 各常任委員会は教職員1名および当該年度の委員数により適性配置された保護者をもって構成する。
2. 各常任委員会の正副委員長は原則として各1名とする。

第17条 この会は必要に応じ特別委員会を設けることができる。

第8章 会計

第18条

1. この会の経費は会費その他の収入等をもってこれに充てる。
2. 会費は会員一人あたり月額350円の10ヶ月（3月・8月は除く）とし、事情により免除することもできる。

第19条 この会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第9章 規約の改正

第20条 この規約は総会において出席者の2/3以上の同意により改正することができる。ただし改正案はその内容を少なくとも総会の10日前までに会員に通知しなければならない。

- 附則
1. この規約は昭和55年5月14日より実施する。
 2. 慶弔等は別に内規を定め昭和55年7月10日より実施する。
 3. 平成元年5月11日規約一部改正し実施する。
 4. 平成5年4月30日規約一部改正し実施する。
 5. 平成8年2月8日規約一部改正し同年4月より実施する。
 6. 平成14年2月20日規約一部改正し同年4月より実施する。
 7. 平成16年4月22日規約一部改正し同年4月より実施する。
 8. 平成19年2月19日規約一部改正し同年4月より実施する。
 9. 平成24年5月8日規約一部改正し同年5月より実施する。
 10. 平成26年1月27日規約一部改正し同年4月より実施する。
 11. 平成27年5月8日規約一部改正し同年5月より実施する。
 12. 令和5年4月1日規約一部改正し同年5月より実施する。

P T A 慶弔表彰規定

《見舞金》

第1条 次の項目に該当するときは、見舞金を贈るものとする。

会員及び児童生徒が病気、怪我(歯科は除く)で、5日以上入院の場合、または災害(地震等の大規模災害は除く)にみまわれたとき、5,000円とする。
但し、年度内1回とする。

《祝金》

第2条 教職員が結婚したときは、祝金5,000円を贈るものとする。

《弔慰金》

第3条 次の項目に該当するときは、弔慰金を贈るものとする。

- | | |
|----------------------------|---------|
| 1. 会員が死亡したとき | 10,000円 |
| 2. 在籍児童生徒が死亡したとき | 10,000円 |
| 3. 在籍児童生徒の兄弟姉妹が死亡したとき | 5,000円 |
| 4. 教職員の配偶者の両親を除く一親等が死亡したとき | 5,000円 |

《規約に定めのない事項》

第4条 本規定に定めのない事項で特別な事情が生じたときは、実行委員会の決議を経て処理するものとする。

但し、緊急を要する事項の場合は、会長に一任し、後日実行委員会で承認をうけるものとする。

《表彰》

第5条 表彰についてはその都度、実行委員会にはかって決定するものとする。

《規定の改廃》

第6条 本規定の改廃は、実行委員会が行うものとする。

- 附則
1. この規定は昭和55年7月10日から施行する。
 2. 昭和57年12月7日一部改正し実施する。
 3. 平成元年7月7日一部改正し実施する。
 4. 平成4年6月6日一部改正し実施する。
 5. 平成5年4月17日一部改正し実施する。
 6. 平成14年2月20日一部改正し同年4月より実施する。
 7. 平成16年4月22日一部改正し同年4月より実施する。
 8. 平成20年5月8日一部改正し同年5月より実施する。
 9. 平成22年5月8日一部改正し同年5月より実施する。
 10. 平成26年1月27日一部改正し同年4月より実施する。

P T A個人情報保護方針

保土ヶ谷支援学校P T Aでは、P T A活動において会員の個人情報を取り扱っております。個人情報の安全、確実な管理は、当P T Aに課せられた社会的使命であると認識し、以下の方針を定め、個人情報の保護につとめます。

1 個人情報の収集、利用について

保土ヶ谷支援学校P T Aでは、個人情報の収集、利用に際し、利用目的を特定し、適法かつ公正な手段により収集するとともに、特定した目的以外には利用しません。

2 個人情報の適正な管理について

保土ヶ谷支援学校P T Aでは、個人情報の適正な管理のために、保護方針等を定め、これに基づき必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

3 個人情報の第三者への提供について

保土ヶ谷支援学校P T Aでは、業務を委託する場合、その他の正当な理由がある場合及び法令の定めにより必要とされる場合を除いて、本人の同意を得ずに第三者への提供は行いません。

4 訂正・利用停止請求

保土ヶ谷支援学校P T Aでは、本人から申し出があった場合は、所定の手続きの上で個人情報の訂正、利用停止等の請求に応じます。

5 法令等の遵守について

保土ヶ谷支援学校P T Aでは、個人情報の保護に関連する法令等を遵守します。

6 個人情報保護方針 適用開始について

保土ヶ谷支援学校P T Aでは、この個人情報保護方針を 平成29年10月20日 より適用開始します。